

今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 設置要領（案）

1. 趣旨

現下の自動車事故被害者救済対策は、平成 18 年度にとりまとめられた「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に関する懇談会」において示された方針に基づいて、進められてきたところ、当時から 10 年以上が経過し、その間、自動車事故被害者等からさらなる被害者救済対策の充実を求める声をいただくとともに、医療・介護技術の進歩や社会保障制度の変化、介護者の高齢化など、自動車事故被害者救済対策を巡る情勢は変化してきた。

こうしたことを踏まえ、様々な分野の有識者の知見や被害者団体の意見等を活かしつつ、効果的、かつ、きめ細かい被害者救済対策のあり方を検討するため、自動車局に有識者等からなる行政運営上の検討会を設置する。

2. 検討会の名称

「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」とする。

3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、国土交通省が主催するものとし、有識者、関係団体等を構成員とする。(別紙)
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に係る者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、非公開とする。
- (4) 議事概要及び資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- (5) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

5. その他

事務局を国土交通省自動車局保障制度参事官室に置く。